

北谷町上下水道料金等審議会規程

令和7年3月13日
企管規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、北谷町附属機関設置条例（平成20年北谷町条例第22号）第3条の規定に基づき、北谷町上下水道料金等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、町の水道料金及び下水道使用料について調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 利用者代表
(3) 各種団体又は法人等の関係者
(4) その他管理者が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年北谷町条例第17号)の定めるところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。